

令和 8 年度 ひろさき学生まち活リポーター 募集要領

弘前市には、やりがいや生きがい、夢や目標を持って「まち活(まちづくり活動)」に取り組んでいる人がたくさんいます！「まちの課題を解決したい！」「子どもたちの夢を応援したい！」「弘前の伝統や文化を守りたい！」など、活動への思いは様々です。弘前市では、「まち活」を取材し、学生ならではの視点で活動の魅力を PR する「ひろさき学生まち活リポーター」を募集します。

まちへの思いを自らの手で形にし、活動をしている方のお話を聞くことのできる、またとないチャンスです。リポーターとして「まち活」に触れることで、今まで知らなかった弘前を知ることができ、自身の進路選択や、今後やりたいことを考えていくうえでのヒントを得る機会にもなります！

皆様のご応募お待ちしております！！

弘前市では、平成 27 年 4 月から「弘前市協働によるまちづくり基本条例」を施行し、弘前市民の幸せな暮らしの実現を目指して、市民との協働によるまちづくりに取り組んでいます。

1 応募資格

次の①、②のいずれかに該当する人

- ① 市内の「高等教育機関(大学など)または高校(以下、教育機関)」に在学する人
- ② 市内に居住し、市外の教育機関に在学する人

※グループでの申込みも可能です。

(ひとグループ 4 名まで。5 名以上のグループでの参加を希望する場合は、ご相談ください。)

2 参加料

無料(参加するまち活によっては、入場料・参加料が発生する場合があります。)

3 リポーター活動の流れ

①まち活リポーターに申込み・参加する活動の決定

リポーターにお申込みの方に、市民協働課職員から順次ご連絡いたします。リポートするまち活については、リポーターが希望する活動の分野、参加可能な日程等に併せて、相談しながら決定します。(ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。)

②まち活への参加

実際にまち活に参加します。団体や参加者に取材したり、お持ちのスマートフォンやカメラで、活動風景の写真を撮影します。市民協働課職員も同行しますので、安心してご参加ください！

③リポート文、活動写真の提出

まち活に行った後は、まち活の当日から 14 日以内に、リポート文を作成し(手書きも可)、活動の写真と併せて市民協働課に提出します。リポート文はデータをメールでご提出いただくか、事務局に現物を直接ご提出ください(写真は、できるだけデータでお送りください)。提出 1 件につき、1,000 円分の図書カードを進呈します。

※リポート文の提出様式(記入例を含む)は、市ホームページからダウンロードできます。

④2回目以降のまち活のレポート

レポート文を提出後、翌年の2月26日(金)までの期間内であれば、複数回のまち活をレポートしに行くことができます。ご希望の場合は、事務局にお気軽にお知らせください。

※2回目以降もレポート文の提出1件につき、1人1,000円分の図書カードを進呈しますが、図書カード進呈の上限は、1人につき最大5,000円(レポート文提出5件)までとします。

⑤レポートの発信(※事務局スタッフが責任を持って行います)

市民の皆さんにまちづくり活動の魅力を知っていただくため、リポーターから提出されたレポートと活動写真は、弘前市ホームページ、市民協働課 SNS にて公開します。

※掲載時のイメージは、市ホームページに掲載しています。

4 リポーター申込方法

以下の①、②のいずれかの方法で、令和9年1月29日(金)までにお申込みください。

①Webの申込フォームでの申込み

右記QRコードを読み込み、必要事項をご入力ください。



②エントリーシートでの申込み

必要事項を記入し、Eメール、郵送または持参により、市民協働課にご提出ください。エントリーシートの用紙(チラシ)は、市ホームページからダウンロードできるほか、市内各公共施設にも設置してあります。

5 留意事項

◆グループで活動に参加する場合は、レポートを作成したリポーターにのみ図書カードを進呈します。

【例①】4人グループで参加し、4人全員がレポートを作成した場合

⇒4人全員に図書カードを進呈

【例②】4人グループで参加し、うち2人がレポートを作成した場合

⇒レポートを提出した2人に図書カードを進呈

◆レポート文を市民等に公開する際、リポーターの氏名・学校名・学年は公表しますのでご了承ください。ただし、特にやむを得ない理由で公表を希望しない場合は個別にご相談に応じます。

◆レポート文に添付する活動風景の写真の被写体が人物の場合、被写体本人の承諾を得ていただきます。(同行する職員がサポートします！)

◆執筆したレポート文について、著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及び二次的著作物に係る権利は市に帰属し、市が広報・広告活動等に活用します。

◆未成年者は保護者の同意を得て応募してください。未成年者の方の応募は保護者の同意が得られているものとみなします。

◆応募用紙に記入された個人情報、本事業の目的以外には使用しません。

《問い合わせ・申し込み先》

弘前市 市民生活部 市民協働課 協働推進係

〒036-8551 弘前市上白銀町1-1 ※直接応募の方は弘前市役所前川新館2階までお越しください。

TEL:0172-40-7108(直通) メール:shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp